

○美濃加茂市政策アドバイザー制度実施規則

令和 5 年 3 月 2 4 日

規則第 2 6 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市政運営の積極的な推進を図るため、政策アドバイザー制度を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 美濃加茂市総合政策会議の設置及び運営に関する規程（平成 3 1 年美濃加茂市訓令甲第 9 号）第 1 条に規定する政策会議の審議を経て、市に別表に定める政策アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。

(選任)

第 3 条 アドバイザーは、優れた識見及び専門的な知識を有する者のうちから、市長が選任する。

2 市長は、アドバイザーが病気その他の理由により職務の遂行が困難であると認めるときは、任期中においてもこれを解任することができる。

(任期)

第 4 条 アドバイザーの任期は、市長が選任した日からその年度の 3 月末日までとする。

2 アドバイザーは、再任を妨げない。

(職務)

第 5 条 アドバイザーは、市政における政策的課題に関し、専門的な立場から、別表に定める助言、提言等を行うものとする。

(秘密の保持)

第 6 条 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(謝礼)

第 7 条 市長は、アドバイザーに対し、予算の範囲内において別表に定める謝礼を支給することができる。

2 アドバイザーには、美濃加茂市職員の旅費に関する条例（昭和 6 3 年美濃加茂市条例第 1 号）に定めるところにより算定された相当額（日当及び食卓料を除く。）を、別表に定める謝礼に含めて支給することができる。

(庶務)

第 8 条 アドバイザーに関する庶務は、別表に定める部署がそれぞれ行うものとする。

(委任)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、アドバイザーに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年５月３１日規則第５２号）

この規則は、令和５年６月１日から施行する。

附 則（令和５年９月２８日規則第６２号）

この規則は、令和５年１０月１日から施行する。

附 則（令和６年５月２０日規則第４４号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年３月３１日規則第２５号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和８年３月３１日規則第２３号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第２条、第７条、第８条関係）

名称	識見及び専門的知識	職務	謝礼	庶務担当部署
公共交通将来検討アドバイザー	地域公共交通	(1) 地域公共交通の将来検討等に関する事 (2) その他公共交通に関する事	時間単価 1 2,000円	まちづくり課
総合戦略推進アドバイザー	総合戦略	(1) 総合戦略の取組に関する事 (2) 総合戦略の取組の進捗管理に関する事 (3) 総合戦略に掲げる重要業績評価指標に関する事 (4) その他総合戦略に関する事項	日額 11,000円（職務の時間が2時間以上4時間未満の場合は、5,500円、2時間未満の場合は3,000円）	企画課
政策法務アドバイザー	立法技術、法制度、訴訟等	(1) 立法事実 (2) 目的と手段との相当性 (3) 適法性 (4) 法令用語 (5) その他政策法務に関する事項	00円)	総務課
里山保育推進アドバイザー	里山保育	(1) 里山保育ビジョンの策定に関する事	日額 11,000円（職務	こども未来課

		(2) あそびの環境づくりプロジェクトに関する事。時間以上4 (3) 里山保育ビジョンに基づく取組の進捗管理に関する事。時間未満の場合は5, 500円、2時間未満の場合は3, 000円) (4) 大学等関係機関との連携に関する事。 (5) その他里山保育に関する事。	
行政実務適正化アドバイザー	行政実務適正化	(1) 法務視点 (2) 経営視点 (3) 行政視点	左欄の(1)に関する事の場合、時間単価18, 000円 左欄の(2)に関する事の場合、時間単価18, 000円 左欄の(3)に関する事の場合、時間単価10, 000円 (時間数に端数が生じる場合には次のとおりとする。 (1) 30分以下の端数が生じる場合は1時間あたりの半額とする。 (2) 30分

			を 超 え 1 時 間 未 満 の 端 数 が 生 じ る 場 合 は、1 時 間 あ た り の 額 と す る。)	
みのかも定住自立圏事業推進アドバイザー	地域社会	定住自立圏事業推進（地域社会）に関すること。	時 間 単 価 1 2, 0 0 0 円 課 （時間数に 端数が生じ る場合には 次のとおり とする。） (1) 30分 以下の端 数が生じ る場合は 1時間あ たりの半 額とする。 (2) 30分 を 超 え 1 時 間 未 満 の 端 数 が 生 じ る 場 合 は、1 時 間 あ た り の 額 と す る。)	まちづくり
	公共交通	定住自立圏事業推進（公共交通）に関すること。	時 間 単 価 1 2, 0 0 0 円 課 （時間数に 端数が生じ る場合には 次のとおり	まちづくり

			とする。) (1) 30分以下の端数が生じる場合は1時間あたりの半額とする。 (2) 30分を超え1時間未満の端数が生じる場合は、1時間あたりの額とする。)	
	防災	定住自立圏事業推進（防災）に関すること。	時間単価8,000円 （時間数に端数が生じる場合には次のとおりとする。） (1) 30分以下の端数が生じる場合は1時間あたりの半額とする。 (2) 30分を超え1時間未満の端数が生じる場合は、1時	防災安全課

			間あたりの額とする。))	
外国人定住	定住自立圏事業推進（外国人定住）に関すること。	時間単価 10,000円 （時間数に端数が生じる場合には次のとおりとする。） (1) 30分以下の端数が生じる場合は1時間あたりの半額とする。 (2) 30分を超え1時間未満の端数が生じる場合は、1時間あたりの額とする。）	多文化共創課	